

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	R 8 第一次大極殿院建造物復原整備他にかかる調査委託
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所長 柳澤 秋介 奈良県高市郡明日香村大字檜前5 8 8－2
契 約 締 結 日	令和 8 年 4 月 7 日
契約の相手方の氏名及び住所	独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 奈良県奈良市二条町2丁目9番1号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 3 8 , 7 9 2 , 7 6 8 －
随意契約によることとした理由	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域においては、基本計画に基づく施設整備として、第一次大極殿院の建造物復原整備を推進している。 本業務は、文化財の保存と活用を図る観点から、国営平城宮跡歴史公園の施設整備の一環である、第一次大極殿院建造物復原整備工事および復原建物の維持管理に対して、第一次大極殿院建造物復原整備検討委員会等（以下、「復原研究等の成果」という）を踏まえた学術的な助言及び検討等を行う。また、第一次大極殿院復原研究の国際関係機関に向けた報告書作成等を行う。 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第一項の規定に基づく、独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という）業務方法書には、機構の業務として「平城宮跡、藤原宮跡及び飛鳥地域における宮跡その他の遺跡に関する調査及び研究」が規定され、機構の施設である奈良文化財研究所が、発足時から一貫して継続的に平城宮跡の遺跡に関する調査及び研究を行っているとともに、国営公園基本計画策定の前提となった「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」（平成20年5月13日 文化庁）において、奈良文化財研究所が「調査研究成果に基づき、特別史跡平城宮跡における遺跡保存整備方針について提案し、その基本設計に関する助言を行う」とされていることから、復原整備等を行うにあたり助言等については奈良文化財研究所と平成22年度から継続的に契約を行っている。 また、文化遺産保護に関わる国際的な非政府組織であるICOMOS（国際記念物遺跡会議）で1964年に採択されたヴェニス憲章（記念建造物および遺跡の保存と修復のための国際憲章）第16条には「すべての保存、修復、発掘の作業は、必ず図面、写真を入れた分析的な報告書の形で正確に記録し、公共機関の記録保存所に備え、研究者が閲覧できるようにすべき」と記載がなされており、世界遺産委員会による保全状況審査の対象となった場合は第一次大極殿院建造物復原整備事業者である国土交通省は報告書等により説明する必要がある。特別宮跡平城宮跡は文化庁および国土交通省にて整備を実施しているが、これまで文化庁により実施された第一次大極殿正殿等復原整備の国際機関向け報告書については奈良文化財研究所が作成しており、歴史的な専門表現方法について統一を図る必要があることから、国土交通省により実施している第一次大極殿院建造物復原整備の国際機関向け報告書についても作成できるのは奈良文化財研究所以外にない。 以上のことから、上記機関が本業務を遂行しうる唯一の機関のため、随意契約を行うものである。
備 考	